

物価高騰重点支援臨時給付金(住民税均等割のみ課税世帯分)申請書(請求書)
(申請を必要とする世帯の場合)

支給市区町村(※令和5年12月1日時点の市区町村)

湖西市長

受付印

2ページ目の【誓約・同意事項】を全て確認しチェックしました。全ての内容に誓約・同意の上、申請します。

1. 申請・請求者(世帯主)

(フリガナ) 氏名	性別	生年月日	現住所
	男・女	明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日	電話 ()

※連絡先は日中連絡がしやすい番号としてください。

2. 申請者が属する世帯の状況 ※令和5年12月1日時点の世帯の全ての構成員について記載

○「現住所と令和5年1月1日時点の住所と異なる」欄が「異なる」に該当する(☑)方は、令和5年1月1日時点でお住まいの市区町村が発行する住民税所得課税証明書を添付して下さい。(該当する方が複数いる場合は、該当する方全員の分)

○住民税所得課税証明書の添付がない場合は、この給付金を支給することができません。

氏名	申請者との続柄	性別	生年月日	現住所と令和5年1月1日時点の住所と異なる	異なる場合には令和5年1月1日時点の住所を記載		令和5年度住民税課税状況
					□同一	□異なる	
(申請者)	本人			□同一 □異なる			□所得割が課税されている □均等割のみ課税されている □均等割が課税されていない □未申告
			明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日	□同一 □異なる			□所得割が課税されている □均等割のみ課税されている □均等割が課税されていない □未申告
			明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日	□同一 □異なる			□所得割が課税されている □均等割のみ課税されている □均等割が課税されていない □未申告
			明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日	□同一 □異なる			□所得割が課税されている □均等割のみ課税されている □均等割が課税されていない □未申告
			明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日	□同一 □異なる			□所得割が課税されている □均等割のみ課税されている □均等割が課税されていない □未申告

3. 振込口座(原則、1. の申請・請求者の口座とします。)※長期間入出金のない口座を記入しないで下さい。

※下欄に記載し、振込先金融機関口座確認書類を添付してください。

【受取口座記入欄】

金融機関名	支店名	分類	口座番号 (右詰めでお書きください。)	口座名義(カナ)
1.銀行 5.農協 2.金庫 6.漁協 3.信組 7.信漁連 4.信連	本・支店 本・支所 出張所 支店コード	1普通 2当座		※通帳の表記に合わせてください。

ゆうちょ銀行	通帳記号 (6桁目がある場合は) ※欄にご記入下さい	通帳番号 (右詰めでご記入下さい)	口座名義(カナ) ※通帳の表記に合わせて下さい
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見開き左上またはキャッシュカードに記載された記号・番号をご記入下さい。	1		

(注) 金融機関の口座がない方、金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方など、どうしても口座による受け取りが出来ない方は、湖西市地域福祉課(電話053-576-4873)にお問い合わせください。

裏面も必ずご確認ください

【誓約・同意事項】 ※全ての項目を確認し、にチェック(レ)してください。

以下の全ての誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。

物価高騰重点支援臨時給付金(住民税均等割のみ課税世帯分)申請書(以下「給付金」という。)の支給要件(※)に該当します。

※給付金の支給対象となるためには、以下の要件を全て満たす必要があります。

- ア 世帯全員が、令和5年度住民税が均等割のみ課税者もしくは均等割のみ課税者および均等割非課税です。
イ 世帯全員が、令和5年度住民税が課されている他の親族等の扶養を受けている世帯ではない。
(注) 住民税における取扱いとして、扶養を受けているか分からないときは、両親や子ども等、家族に確認してください。
ウ 世帯の中に、租税条約による免除の適用を届け出ている者はいない。
エ 令和5年1月2日以降に海外から入国した者が世帯主ではない。
- 世帯の中に、住民税課税となる所得があるのに未申告である者はいません。
- 既に物価高騰重点支援臨時給付金(7・10万円)の支給を受けた世帯又は当該世帯の世帯主であった者を含む世帯ではありません。
- 給付金の支給要件の該当性等を審査等するため、市長が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
- 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- この申請書は、市長が支給決定をした後は、給付金の請求書として取り扱います。
- 市長が支給決定をした後、申請書(請求書)の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、受け付けた日から20日以内に、市長が申請・請求者に連絡・確認できない場合に、給付金が支給されないことに同意します。
- 給付金の支給後、本申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合には、給付金を返還します。

提出書類

- 物価高騰重点支援臨時給付金(住民税均等割のみ課税世帯分)申請書(請求書)
(申請を必要とする世帯の場合)(本書)
※必要事項をご記入ください。
- 『申請・請求者本人確認書類の写し(コピー)』
※申請・請求者の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し(コピー)をご用意ください。
- 『受取口座を確認できる書類の写し(コピー)』 ※原則世帯主の口座
※通帳やキャッシュカードの写し(コピー)など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人(カナ名)を確認できる部分の写し(コピー)をご用意ください。
- (「現住所と令和5年1月1日時点の住所と異なる」欄が「異なる」に該当する方全員分)
令和5年1月1日時点でお住まいの市区町村が発行する『令和5年度住民税所得課税証明書』の写し(コピー)
- 代理人が支給の申請を行う場合(受給する場合も含む。)には、委任状

※【誓約・同意事項】のチェック漏れや、添付書類の不備はありませんか。(チェック漏れや添付書類の不備がある場合、給付を受けられません。)

本申立ての内容に相違ありません。

令和 年 月 日 申請者氏名